

【別紙3】 宿泊税定率自治体の端数処理の計算方法

NO	自治体名	税率	計算方法	具体例	その他
1	東京都	3.0%			定率制導入と合わせて、免税点が1万円未満から1万3千円未満に引き上げ
2	俱知安町	3.0%	課税標準額の端数計算：宿泊税の課税標準額を計算する場合において、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。税率：100円未満を切り捨てた課税標準額に対して、3%の税率を乗じて税額を算出します。	宿泊料金（素泊まり・サービス料込、消費税除く）が25,750円 だった場合 課税標準額の端数処理：25,750円の100円未満を切り捨て = 25,700円 税額の計算：25,700円×3% = 771円	免税点なし 契約形態に応じて「部屋ごと」や「棟ごと」に100円未満を切り捨てて計算することが認められている 1人ごとに計算する場合：1人の宿泊料金の100円未満を切り捨て 1部屋ごとに計算する場合：1部屋の総額の100円未満を切り捨て（人数で割らない） 1棟ごとに計算する場合：1棟の総額の100円未満を切り捨て
3	ニセコ町	3.0%		上記計算では771円 2万円以上5万円未満のものであるため△200円したがって、 ニセコ宿泊税571円 北海道宿泊税200円となる	（税額控除）北海道宿泊税への対応 第5条の3 宿泊税の納税義務者の前2条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の各号に掲げる宿泊者1人1泊についての宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。 (1) 2万円未満のもの 100円 (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円 (3) 5万円以上のもの 500円 ※以上の額は北海道の宿泊税となる
4	野沢温泉村	5%、但しはじめの3年間は3.5%	端数処理は同上、課税標準額に5%を乗じて算出。但し、はじめの3年間は3.5%を乗じた税額の端数切捨て	宿泊料金（素泊まり・サービス料込、消費税除く）が25,750円 だった場合 25,700円×5%（3.5%） = 1,285円（899.5÷899円）	免税点（非課税枠）は「1人1泊6,000円未満」
5	沖縄県	2.0%			
6	本部町（もとぶちょう）				
7	恩納村（おんなそん）				
8	北谷町（ちゃたんちょう）				
9	宮古島				
10	石垣島				